

米川小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

岩国市立米川小学校

目次

はじめに

第1 いじめ防止等にかかる基本的な考え方

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの対応に関する基本的考え方

- (1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 「いじめ防止対策組織」の設置
- (3) 豊かな心を育む教育の推進
- (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめの防止等のための本校の具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) すべての学校教育活動を通じた取組
- (3) 「いじめ防止対策会義」の取組
- (4) 家庭・地域との連携

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- (1) 早期発見のために学校がとるべき体制
- (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
- (3) 家庭・地域との連携

3 早期対応（現に起こっているいじめの対応）

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) 対応する上での留意点
- (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- (4) 教育相談のあり方
- (5) 保護者との連携
- (6) 地域・関係機関との連携

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態の判断について
- (2) 重大事態への対応
- (3) 調査委員会の設置
- (4) 自殺の背景調査について
- (5) 再調査について
- (6) 留意すべき事項

5 取組の年間計画

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行と平成29年度国及び県の基本方針の改定を踏まえ、本校は、あらためて児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「米川小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）としてまとめ策定した。

本校の学校基本方針は「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる・広まる・深まる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

さらに、いじめの問題を扱うに当たっては、児童の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には問題を隠さず、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことが重要である。いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、学校は真摯に事実に向き合い、本方針に基づいた措置を講じていく。

いじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、社会総がかりで取り組む必要がある。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

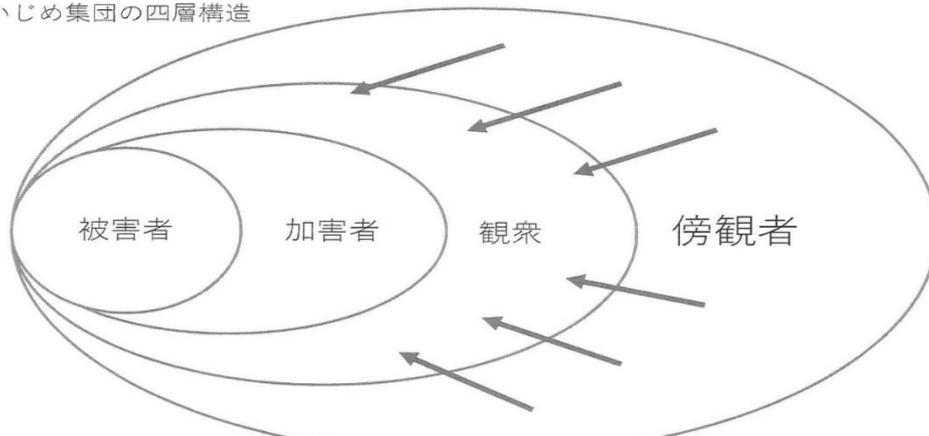
(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
 - ・ けんかやふざけ合いも、被害性に着目して判断することが重要である。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめ集団の四層構造



(出典)『新訂版いじめ-教室の病(金子書房)』(森田洋司著・清永賢二著)

文部科学省 HP より

(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ・ 未然防止【いじめの予防】
- ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
- ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
- ・ 重大事態への対応
【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。

3 いじめ防止等のために本校が果たすべき役割

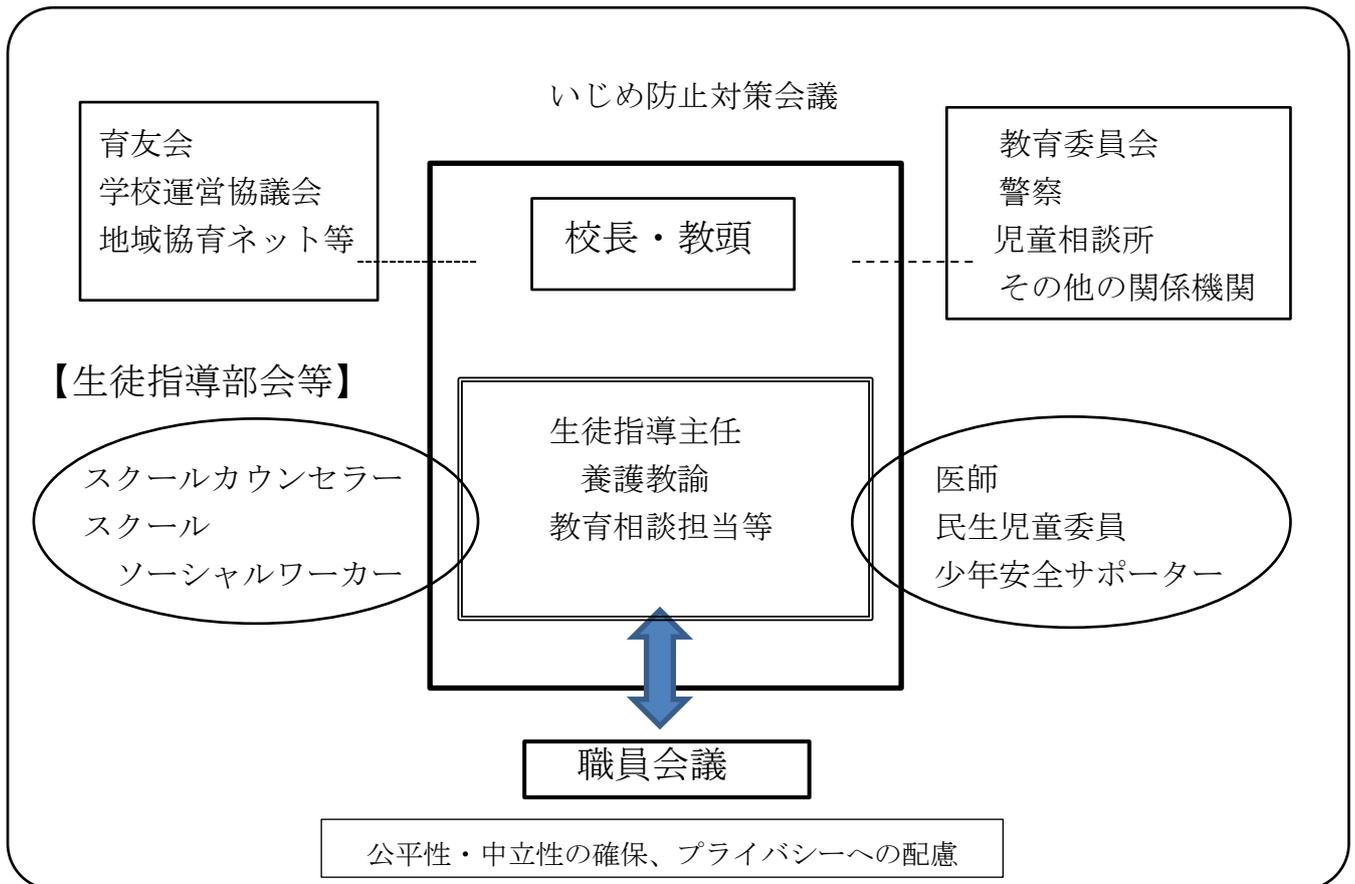
(1) 「米川小学校いじめ防止基本方針」の策定

- 本校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「米川小学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）」を策定することとし、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を啓ることとする。

(2) 「いじめ防止対策組織」の設置

- 本校においては、法が定める「いじめ防止対策会議」を置くこととし、「学校基本方針」に基づきいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図ることとする。

校内指導体制におけるいじめ防止対策会議の位置づけ



(3) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組

児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して児童が心を開き、心を磨き、伝え合える道徳教育を充実させることが重要である。

- 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が重要である。

また、児童が決める学校チャレンジ目標に、いじめ未然防止に向けた文言を入れる。

○ いじめ防止根絶・強調月間の取組

毎年10月は「いじめ防止根絶・強調月間」となっており、本校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備時間を確保する。

教職員が児童と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

○ 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進

SCやSSW等の心理や福祉の連携はもとより、医療機関、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関、地方法務局等の人権擁護機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

○ 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努めることとする。

○ 教育相談の実施にあたり、法務局の「子ども110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「24時間子どもSOSダイヤル」、岩国市教育委員会青少年課、ヤングテレホン岩国などの学校以外の相談窓口を児童生徒、保護者に周知する。

第2 いじめの防止等のための本校の具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

○ いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 生徒指導部会のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催することが重要である。

ウ 教育相談体制の確立

- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視することが大切である。

エ 児童の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。また、全職員で児童の情報交換会（週1回木曜日）を開き、共有する。

オ 児童の心の理解

- ・ にこにこアンケート（毎週水曜日実施）、個人面談、日記等を通して、児童たちの心を理解するよう努める。にこにこアンケートは、回覧し、全職員が目を通す。

カ 家庭・地域社会との連携

- ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会と一体となった学校運営を行う。

(2) すべての学校教育活動を通じた取組

- 児童の自治的な児童会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土の醸成が必要である。
- 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努めなければならない。
- いじめの問題について考え、議論する等のいじめ防止に資する活動を行うことが重要である。

ア 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高めることができる。
- ・ 教員は授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていって授業づくりを行うことが重要である。
- ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりが大切である。

イ 特別の教科「道徳」

- ・ 道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶことが大切になる。
- ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
- ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場でもある。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていくことが求められる。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範づくりに努める。
- ・ 「米川小いじめ防止のための俳句」を児童で話し合い、作ったものを全校で共有するとともに、教室に掲示することで、一人一人のいじめ防止の意識を高めるようにする。

(3) 「いじめ防止対策会義」による組織的取組

- 「いじめ防止対策会義」には、学校がいじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していくことが求められる。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりを行う。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう、位置づける。

(4) 家庭・地域との連携

- いじめの問題は、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。
- さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校が誠意のある対応を行う。
 - ア 保護者との連携
 - ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。
 - イ 地域社会との連携
 - ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
 - ・ 育友会はもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして各地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むようにする。
 - ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行うことが大切である。
 - ・ 学級担任だけでなく、管理職、養護教諭等との連携を密にする。
 - ・ 生徒指導主任、学級担任、保健主任はもとより養護教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施するにこにこアンケート、年度途中に実施する保護者アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
 - ・ 教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、SC等の専門家と緊密な連携を図る。
 - ・ 校内いじめ対応組織の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を活用して、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とすることが重要である。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 何よりも大切なことは、児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが肝要である。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察や日記、にこにこアンケート等の実施等により、内面の変化をとらえる。

- ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 短い間隔でのにこにこアンケート等を活用した個別の教育相談を実施する。
- ・ 特別教室等で他の児童のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・ 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応が求められる。
- いじめ防止対策組織にS Cやスクールソーシャルワーカー（以下、S S Wという）等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う必要がある。
- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- いじめは、学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくことが重要となる。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ防止対策会議」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
 - ・ いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ 育友会等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめている児童への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
 - ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。
 - ・ 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応が不可欠である。
- いじめの解消（以下の2つの要件を満たすものとする）
 - ・ いじめに係る行為の解消は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ防止対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3ヶ月を目安）において、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認することが重要である。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える必要がある。

- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ること等を理解させることが重要である。

(4) 教育相談の在り方

- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援が必要である。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。

(5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
 - ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用した支援を検討する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。
 - ・ 平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討することが必要である。
- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。
- 適切に関係機関との連携を図る必要がある。

(3) 調査委員会の設置

- 学校の設置者又はその設置する学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、事前に県教委が委嘱しているFR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施することができる。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

- 地方公共団体の長等は、重大事態の報告を受けた後、必要があれば調査組織を設置して、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

(4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、学校の設置者又はその設置する学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 再調査について

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、必要があると認めるときには、調査の結果について調査(以下再調査)することができる。調査にあたる委員は、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者でない者(第三者)を選考し、再調査を行う機関は首長部局に設置することとする。

また、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態の発生防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合っていこうとすることが重要である。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。

5 取組の年間計画

		いじめ防止対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」内容の確認	○学級開き	○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○家庭訪問、授業参観 学級懇談会 ○CS会議
5月			○1年生を迎える会 ○運動会	○教育相談週間 5月8日～12日	○ホームページに「学校いじめ防止基本方針」の掲載
6月	C ↓	○いじめ防止対策委員会	○情報モラル指導（携帯電話教室） ○租税教室	○SCによる教育相談実施（第1回） ○体重測定	○授業参観 ○CS会議 ○学校保健安全委員会 ○いじめ防止対策連絡会
7月			○全教職員による取組評価	○地区児童会（異年齢集団活動）	
8月	P ↓	○全職員による研修			○奉仕作業（グラウンド清掃） ○幼保小連絡会
9月			○修学旅行（6年）	○身体測定	
10月	D ↓ C		○宿泊体験（5年） ○社会見学（1年～4年） ○SCによるいじめに関する授業・研修 ○人権参観日	○教育相談週間 10月9日～13日	○授業参観、学級懇談会 ○保護者へのいじめアンケート
11月			○いじめ防止対策委員会		○SCによる教育相談実施（第2回） ○体重測定
12月	A ↓	○全教職員による取組評価	○持久走大会 ○赤い羽根募金活動 ○地区児童会（異年齢集団活動）		○保護者への学校評価アンケート
1月			○いじめ防止対策委員会	○10才の集い（4年）	○身体測定
2月	P ↓ へ		○中1ギャップの授業 ○新入生1日入学 ○6年生を送る会	○教育相談週間 2月5日～9日 ○SCによる教育相談実施（第3回）	○家庭教育学級（講演） ○授業参観、学級懇談会 ○CS会議
3月			○学校関係者評価結果をから基本方針の見直し	○地区児童会（異年齢集団活動）	○体重測定
通年		○対応策検討	○分かる授業の充実 ○学級づくり ○児童主体による朝会 ○朝会における校長講話、生徒指導の話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○読書活動の充実	○健康観察、日常観察 ○校内のいじめに関する情報収集（毎週水曜アンケート実施）	○児童に関する相談 ○あいさつ運動 ○登下校見守り隊 ○放課後教室との情報共有 ○読み語りの会

※ いじめが発生した場合の対応は、共通理解を図りながら組織として対応していく。